

総合評価落札方式に関するQ&A(R6年4月改定)

※朱書き、下線の項目が追加・修正を行った項目

【制度全般】

- | | |
|----|--------------------------------|
| Q1 | 評価項目の選択や配点はどのように決定しますか。 |
| Q2 | 提案内容の評価は誰が行いますか。 |
| Q3 | 加点されなかった提案に履行義務はありますか。 |
| Q4 | 合併した企業の場合、合併前の企業の実績はどう扱えば良いですか |

【技術提案(WTO型、I型)・施工上の提案(II型)】

- | | |
|-----|---|
| Q5 | 「技術提案」や「施工上の提案」においては、どのようなものが評価されますか。 |
| Q6 | 他者が提出した提案内容を知ることはできますか。 |
| Q7 | 「技術提案」の回答様式(3-1~4)の記入欄が不足するため、注意事項を消すなどして記入欄を拡げてよいですか。 |
| Q8 | 「技術提案」の提出様式では(1)~(5)の欄に分かれていますが、提案したい内容が6つ以上あるため、関連する複数の実施内容を一つの欄に記載してもいいですか。 |
| Q9 | 「技術提案」の補足資料が1枚に収まらないため、2枚以上添付していいですか。 |
| Q10 | 「施工上の提案」で提案内容を補足する資料を添付していいですか。 |
| Q11 | 提案に関する制限などはありますか。 |
| Q12 | 「技術提案」において、自社の提案内容の評価は他の入札参加者の影響を受けますか。 |
| Q13 | 一括審査対象工事となった複数工事のうち、1工事のみに入札参加する場合でも、「施工上の提案」については、複数工事に共通する提案をしなければなりませんか。 |

【地場企業の活用】

- | | |
|-----|--|
| Q14 | 「地場企業の活用」の両項目で、「地場企業」の定義は何ですか。 |
| Q15 | 「地場企業からの資材調達計画」について、対象資材を地場の商社から調達した場合、加点対象となりますか。 |
| Q16 | 「地場企業への下請計画」では、下請先をあらかじめ決めておかなければなりませんか。 |
| Q17 | 「地場企業からの資材調達計画」の指定資材で、自社(地場)の在庫を利用する場合、加点対象と認められますか。 |

【工事成績の実績】

- Q18 「工事成績の実績」については、工事成績評定の通知日が対象期間内となっていれば、対象になりますか。
- Q19 過去の工事成績評定通知を紛失している場合、どうしたらよいですか。
- Q20 「工事成績の実績」において、特命随契の工事は含まれますか。
- Q21 「工事成績の実績」の対象に、公社発注工事は含まれますか。
- Q22 「工事成績の実績」の対象に、他官庁の工事は含まれますか。
- Q23 「工事成績の実績」が3件未満の場合、どうすればよいですか。
- Q24 「工事成績の実績」において、対象を発注工事と同一業種に限定しているのはなぜですか。
- Q25 工事成績評定通知など福岡市から通知を受けている文書については、資料の添付を省略できますか。
- Q26 「工事成績の実績」の同一業種は、何を見て確認すればよいですか。
- Q27 令和5年4月の改定によって、「工事成績の実績」の得点は今までの点数から変わりますか。
- Q28 令和5年4月の改定によって「工事成績の実績」において最高点を獲得できる点数が95点に引き上げられますが、表彰の対象となる工事も変わるのですか。

【同種工事の施工実績】

- Q29 「同種工事の施工実績」の同種工事の条件の内容は、入札参加資格の「施工実績」の条件と同じですか。
- Q30 「同種工事の施工実績」において、同種工事の条件を満足することを証明する添付資料は、何を提出すればよいですか。
- Q31 「同種工事の施工実績」において、提出予定の添付資料で同種工事の条件を満足するかどうか、あらかじめ提出前に相談できますか。
- Q32 「工事成績の実績」の対象に、民間実績は含まれますか。

【配置予定技術者関連】

- Q33 「技術者の能力」の評価項目において、配置予定技術者は3名まで提示することが可能となっていますが、JV工事の場合、JVの代表者以外の構成員の技術者も含めて提示する必要がありますか。
- Q34 監理技術者の資格者証を紛失し再発行したため、現在の資格者証の初回交付日が再発行日となっています。この場合、紛失した資格者証の初回交付日を申請してよいですか。また、紛失した資格者証の写しを提出できないため、別の資料で証明することは可能ですか。
- Q35 監理技術者の資格者証の更新が遅れ、保有期間が一時途切れてしまいました。「資格の保有状況」の保有期間については通算した期間で評価してもらえますか。
- Q36 配置予定技術者の「同種工事の施工経験」の対象期間は、何年ですか。

- Q37 配置予定技術者が「同種工事の施工経験」が無い場合でも、入札に参加できますか。
- Q38 開札までの間に他官庁等で落札し技術提案書で提示した全ての配置予定技術者が配置できなくなった場合、辞退できますか。また、辞退によるペナルティは発生しますか。
- Q39 工場製作期間が長い工事の場合、工場製作期間の監理技術者も技術提案書で提示した者でなければなりません。また工場製作期間と現場期間で交代は可能ですか。
- Q40 「同種工事の施工経験」において、従事期間が工期の一部であっても評価されますか。

【社会貢献・地域貢献関連】

- Q41 社会貢献・地域貢献の評価項目は、直接、公共工事の品質確保に関係はなさそうですが、なぜ評価対象としているのですか。
- Q42 「Well-being及びSDGs推進事業」「地域活動貢献企業認定事業」「脱炭素の取組み」の認証を取得しましたが、早速、社会貢献・政策貢献の評価項目で加点してもらえますか。
- Q43 「社会貢献優良企業」の認定は年1回とのことですが、随時、認定するようにできないのですか。
- Q44 「災害対策協力企業」の加点は、加点対象団体に所属している期間に関わらず、市と団体の協定締結期間に応じて加点されるのですか。
- Q45 「災害対策協力企業」の評価において、前年度に防災活動に基づく活動実績が確認できない場合は当該年度の評価対象としないこととなっていますが、その実績とはどのような内容が対象となりますか。

【評価結果の公表】

- Q46 他工事を落札したため、入札が無効になりましたが、提出していた技術提案書の評価結果を知ることができますか。
- Q47 「技術提案」の評価について、A～E評価の個数より詳細な情報を知ることができますか。
- Q48 同種の工事で「提案項目」が同じ評価項目であったため、2つの案件で同じ提案を行ったにも拘わらず、評価結果が異なっていました。なぜですか。
- Q49 「企業評価項目」について、自社の技術提案書様式16に示された得点（※様式上で自動集計）と公開された結果が違っています。なぜですか。
- Q50 技術提案や施工上の提案に関し、評価内容について問合せたいのですが、どのように行えばいいですか。

【技術提案書の履行が困難となった場合】

- Q51** 技術提案書の一部が履行出来ない懸念がある場合、どのような対応を取ればよいですか。
- Q52** 結果的に技術提案書の一部が履行出来なかった場合、ペナルティ等がありますか。
- Q53** 当初設計と異なる施工方法を施工承認により実施したいと考えていますが、その影響で技術提案書の履行が一部履行できなくなります。どうすればよいですか。

【入札事務について】

- Q54** 技術提案書とその添付資料は、電子入札システムで提出することはできますか。
- Q55** 総合評価落札方式においても、予定価格と失格基準価格は従来どおり事前公表されますか。
- Q56** 総合評価落札方式は契約までの期間が長いです。もっと短縮できませんか。
- Q57** 一括審査対象工事となった複数工事に入札参加する場合、技術提案書は、工事毎に提出しなければならないのですか。
- Q58** 一括審査対象工事における入札書と工事内訳書の提出方法は、個別工事の提出方法と違いがありますか。
- Q59** 「技術提案書」作成にあたり確認したいことがあります。どこに質問すれば良いですか。

【制度共通事項】

Q1 技術評価項目の選択や配点はどのように決定しますか。

A1 技術評価項目及び配点は、福岡市総合評価落札方式実施ガイドラインP11の表に基づき、学識経験者で構成する「福岡市総合評価技術委員会」の審議を経て決定します。「技術提案」において求める項目数や選択項目の採用については、個別の工事内容や現場条件等を勘案し決定します。

Q2 提案内容の評価は誰が行いますか。

A2 提案内容の評価は、「福岡市総合評価運営委員会」(市職員で構成)が行い、「福岡市総合評価技術委員会」(学識経験者で構成)の確認を受けて決定することとしています。

Q3 加点されなかった提案に履行義務はありますか。

A3 加点されない場合、履行義務は発生しません。
なお、履行義務の生じる範囲については契約図書で明示します。

Q4 合併した企業の場合、企業評価項目において合併前の企業の実績はどう扱えばいいのでしょうか。

A4 各評価項目の評価対象期間内に合併等(合併、営業譲渡など)行った企業は、本市で承認されている場合は、合併前企業等の実績も評価対象に含まれます(ただし「本店所在地」は合併等の時期に関わらず、実績を継承している場合、合併前企業等の実績が評価対象に含まれます)。

評価項目毎の詳細な評価対象は下表のとおりです。

なお、合併前企業等の実績に記載漏れがある場合、減点となることもありますのでご注意ください。

■合併企業等における企業実績の評価対象について

評価項目		取り扱い(※評価対象に「●」)		
		(A) 合併後企業等	合併前企業等	
			(B) 存続(承継)企業等	(C) 被合併(消滅)企業
I	工事成績の実績	●	●(留意点1)	●(留意点1)
II	優良業者の表彰実績	●	●(留意点1)	●(留意点1)
III	同種工事の施工実績	●	●(留意点1)	●(留意点1)
IV	受注工事件数	●	●(留意点1)	●(留意点1)
V	品質管理への取り組み	●	—	—
VI	建設業労働災害防止協会加入状況	●(※留意点2)	—	—
VII	社会貢献・政策貢献	●(※留意点2)	—	—
VIII	災害対策協力企業	●(※留意点2)	—	—
IX	本店所在地	●	●(留意点3)	—
X	競争入札参加停止措置状況	●	●(留意点1)	●(留意点1)

【留意点】

- ※「(B) 存続(承継)企業等」は、営業譲渡・分離などで、企業の実績を承継する場合を含む。(但し、福岡市が承認した場合に限る)
- 評価項目 I～IV、X では、(C) 被合併(消滅)企業の実績も含めるものとする。なお、評価項目 I、II、IV、X では、記載漏れ等の減点措置も同様に行う。
 - 評価項目 V～VIII では、基本的に(A) 合併後企業等の実績を評価するものとするが、評価基準日以降の合併である場合、評価項目 VI～VIII においては、(B) 存続(承継)企業等が基準日において該当し、かつ(A) も該当する場合のみ評価対象とする。
 - 評価項目 IX では、(B) 存続(承継)企業等の実績を含めて評価する。

【技術提案(WTO型、I型)・施工上の提案(II型)】

Q5 「技術提案」や「施工上の提案」においては、どのようなものが評価されますか。

A5 「福岡市総合評価落札方式実施ガイドライン」P12～P16において、「技術提案」と「施工上の提案」に関する提案作成要領と提案作成にあたって留意点をまとめており、どのような提案が評価対象となるかについても示していますので参考にして下さい。

Q6 他者が提出した提案内容を知ることはできますか。

A6 他者が提出した提案内容を知ることはできません。提案内容が入札参加者の知的財産であることや入札における競争性確保の観点から、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすることとしています。

Q7 「技術提案」の回答様式(3-1～4)の記入欄が不足するため、注意事項を消すなどして記入欄を拡げてよいですか。

A7 入札公告時に示す「技術提案書提出説明書」に記載しているとおり、記入欄を拡げることはできません。配布する回答様式により技術提案書を作成して下さい。もし、様式を改ざんしていると認められる場合、減点することがあります。なお、「施工上の提案」においても様式の変更等はできません。

Q8 「技術提案」の提出様式では(1)～(5)の欄に分かれています。提案したい内容が6つ以上あるため、関連する複数の実施内容を一つの欄に記載してもいいですか。

A8 1つの提案の中には、実施内容を一つだけ記載してください。1つの提案の中に複数の実施内容が含まれる場合、その項目は追加提案となりません。これは「技術提案」に限らず、「施工上の提案」も同様です。

Q9 「技術提案」の補足資料が1枚に収まらないため、2枚以上添付していいですか。

A9 「技術提案」において添付できる補足資料は、評価項目毎にA3判1枚(片面)までです。これを超えて添付している場合は、当該評価項目は、加算点なしとします。

Q10 「施工上の提案」で提案内容を補足する資料を添付していいですか。

A10 「施工上の提案」においては、補足資料は添付することができません。補足資料を添付されている場合は、「施工上の提案」は、加算点なしとします。

Q11 提案に関する制限などはありますか。

着目点の趣旨に沿った提案であっても、工事目的物の基本的な形状や規格等を変えてしまうような提案や、過度な効果を実現するための提案、明らかに利益を度外視した過度なコストを要する提案などは内容により採用せず、追加提案とはしません。

A11

このような提案のほかにも、追加提案としない提案について、「福岡市総合評価落札方式実施ガイドライン(P16)」「技術提案書提出説明書」及び「標準案とする提案一覧」に記載しておりますので、ご注意ください。

Q12 「技術提案」において、自社の提案内容の評価は他の入札参加者の影響を受けますか。

基準に基づいて評価するため、他の入札参加者の影響を受けません。

ただし、明らかに提案内容(添付資料含め)が酷似したものが複数の入札参加者から提出されるなど、提案内容をそのまま第三者から提供を受けたと判断した場合、各入札参加者の能力を適切に評価することに支障があるため、当該入札参加者の「技術提案」に係る提案内容については全て加点対象としません(「施工上の提案」も同様)。

A12

さらに、提案書作成等にあたり、他の入札参加者と相談・協議等を行うなど、公正な競争を阻害した事実が判明した場合、欠格となることや、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止等の措置を行うことがありますので、十分留意して下さい。

Q13 一括審査対象工事となった複数工事のうち、1工事のみに入札参加する場合でも、「施工上の提案」については、複数工事に共通する提案をしなければなりませんか。

一括審査対象工事における「施工上の提案」については、「技術提案書提出説明書」に記載のとおり、一括審査の対象となる全ての工事に共通する提案を行うことが必要となります。

A13

対象工事の中でも共通しない事項を記載した場合、追加提案とならない場合がありますのでご注意ください。(例:〇〇小学校、△△交差点、横断歩道の前後 など)

【地場企業の活用】

Q14 「地場企業の活用」の両項目で、「地場企業」の定義は何ですか。

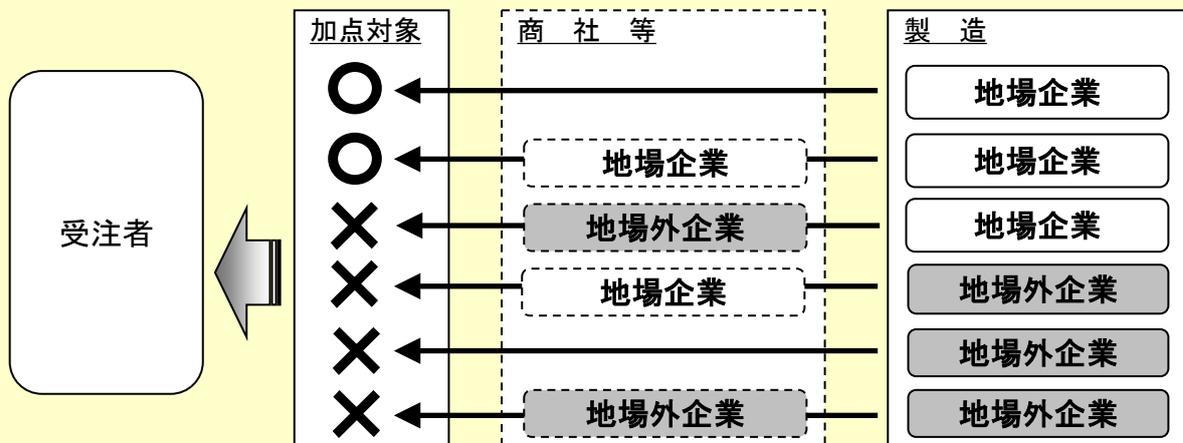
A14 地場企業の定義は、「福岡市内に登記上の本店がある企業」です。

Q15 「地場企業からの資材調達計画」について、対象資材を地場の商社から調達した場合、加点対象となりますか。

A15 「地場企業からの資材調達計画」については、地場企業が製造した対象資材を使用すると計画した場合に加点対象となります。商社等を通じ調達する場合は、商社等が地場企業であり、かつ、その資材が地場企業により製造されていれば加点対象となります(ただし、この場合、着工後、監督員により履行確認できる必要があります)。

なお、技術提案書の評価においては、地場企業から調達するか否かのための確認となるため、事前に調達先を固定する必要はありません。

〈評価イメージ〉



Q16 「地場企業への下請計画」では、下請先をあらかじめ決めておかなければなりませんか。

A16 「地場企業への下請計画」で技術提案書に記載していただくのは、「地場外への下請額割合」の数値のみです。加点対象となった場合、この数値に履行義務は生じますが、下請先をあらかじめ固定しておく必要はありません。

Q17 「地場企業からの資材調達計画」の指定資材で、自社(地場)の在庫を利用する場合、加点対象と認められますか。

A17 当評価項目は、資材調達における地場企業の活用を推進する目的で設定しており、自社の在庫利用については加点対象となりません。

【工事成績の実績】

Q18 「工事成績の実績」については、工事成績評定の通知日が対象期間内となっていれば、対象になりますか。

A18 工事成績評定の通知日が対象期間内となっているだけでなく、竣工日も対象期間内となっているものが対象となります。このため、工事成績評定の通知日が対象期間内であっても、竣工日(最終工期末)が対象期間外のものは対象となりません。
(例えば、対象期間H21.4.1～R元.8.1の場合、評定通知日が期間内でも竣工日(最終工期末)がH21.3.31以前であれば対象とはなりません)

Q19 過去の工事成績評定通知を紛失している場合、どうしたらよいですか。

A19 本市の検査担当部署(財政局検査課、水道局契約課、交通局施設課)で通知書の写し等をお渡しできますので、お問い合わせ下さい。

Q20 「工事成績の実績」において、特命随契の工事は含まれますか。

A20 特命随契については「工事成績の実績」に含まれます。

Q21 「工事成績の実績」の対象に、公社発注工事は含まれますか。

A21 福岡市施設整備公社と福岡市土地開発公社が発注した工事で、本市検査課が検査を行った工事は、工事成績を本市と同一の基準で評定していることから、「工事成績の実績」に含めることとしています。

Q22 「工事成績の実績」の対象に、他官庁の工事は含まれますか。

A22 本市と他官庁では工事成績評定の基準が異なり、同一に扱うことはできないことから、対象としていません。

Q23 「工事成績の実績」が3件未満の場合、どうすればよいですか。

A23 対象となる同一業種の工事の実績について全て記載し提出して下さい。記載漏れが判明した場合はE評価となりますので、十分ご注意下さい。
なお、実績がない場合でも回答様式の提出が必要です。提出が必要な様式の提出がない場合、欠格となります。(他の評価項目も同様)。

Q24 「工事成績の実績」において、対象を発注工事と同一業種に限定しているのはなぜですか。

A24 「工事成績の実績」を発注工事と同一業種に限定することにより、公共工事の品質の更なる向上を図るためです。

Q25 工事成績評価通知など福岡市から通知を受けている文書については、資料の添付を省略できますか。

A25 技術提案書の評価にあたっては記載内容の確認が必要であり、市と入札参加者双方が確実に確認するため、添付資料を提出して頂くこととしています。

また、評価対象期間は入札公告日の前日までとしており、入札参加時は毎回「工事成績評価通知書の写し」の添付が必要となりますので、十分ご注意下さい。

Q26 「工事成績の実績」の同一業種は、何を見て確認すればよいですか。

同一業種の確認は、入札公告をもって示された登録業種により確認して下さい。

A26 【注意が必要な事項】

・一般土木と管2種は、同一業種として取扱います。

・管と管1種は、別業種として取扱います。

Q27 令和5年4月の改定によって、「工事成績の実績」の得点は今までの点数から変わりますか。

任意3件の工事成績評価の平均点が80点以下の場合は、従来の得点と変わりません。

A27 任意3件の工事成績評価の平均点が80点を超える場合は、従来獲得していた3点に加え、計算式に基づく得点が得られるようになります。

(計算式に基づく得点は、小数点第4位を四捨五入する)

Q28 令和5年4月の改定によって「工事成績の実績」において最高点を獲得できる点数が95点に引き上げられますが、表彰の対象となる工事も変わりますか。

A28 工事成績優良業者の表彰の対象工事については、従来と変わりません。

【同種工事の施工実績】

Q29 「同種工事の施工実績」の同種工事の条件の内容は、入札参加資格の「施工実績」の条件と同じですか。

A29 「同種工事の施工実績」の同種工事の条件は、入札参加資格の「施工実績」の条件と必ずしも同じとは限りません。入札公告時に示される入札説明書(個別事項)と技術提案書提出説明書で確認して下さい。

Q30 「同種工事の施工実績」において、同種工事の条件を満足することを証明する添付資料は、何を提出すればよいですか。

同種工事の条件を満足することを確認できるCORINSの工事カルテの該当箇所の写しを添付して下さい。

A30 CORINSの工事カルテで同種工事の条件を満足することの確認が困難な場合は、工事カルテに加えて、同種工事であることが分かる契約図書(設計書・図面等)の写しを提出して下さい。

また、提出書類には、同種工事の条件を満足することが確認できる箇所に蛍光ペン等で印付け(マーカ)をお願いします。

Q31 「同種工事の施工実績」において、提出予定の添付資料で同種工事の条件を満足するかどうか、提出前に相談できますか。

提出前の相談はできません。入札公告時に示す「技術提案書提出説明書」により入札参加者自身で条件等を判断して下さい。

A31 なお、「技術提案書提出説明書」の内容に疑義がある場合は、所定の手続きにより質問書を提出し確認して下さい。

Q32 「同種工事の施工実績」の対象に、民間実績は含まれますか。

A32 同種条件に合う工事で、CORINSに登録されていれば民間実績も対象となります。現在、対象工事は公的な記録により確認できることを基本としており、CORINSに登録されていない工事については、同種条件の確認などに課題があると考えているため、対象としていません。

【配置予定技術者関連】

- Q33 「技術者の能力」の評価項目において、配置予定技術者は3名まで提示することが可能となっていますが、JV工事の場合、JVの代表者以外の構成員の技術者も含めて提示する必要がありますか。
- A33 JV工事の場合、JVの代表者の配置予定技術者を評価対象としていますので、JVの代表者の配置予定技術者のみを提示して下さい。
- Q34 監理技術者の資格者証を紛失し再発行したため、現在の資格者証の初回交付日が再発行日となっています。この場合、紛失した資格者証の初回交付日を申請してよいですか。また、紛失した資格者証の写しを提出できないため、別の資料で証明することは可能でしょうか。
- A34 監理技術者の資格者証を紛失している場合、紛失した監理技術者の資格者証の初回交付日で申請して構いません。証明資料は、監理技術者の資格取得日が確認できる資料で代替して下さい。なお、現在所持する資格者証の写しも添付して下さい。
- Q35 監理技術者の資格者証の更新が遅れ、保有期間が一時途切れてしまいました。「資格の保有状況」の保有期間については通算した期間で評価してもらえますか。
- A35 監理技術者の資格者証の更新遅れ等で保有期間が一時途切れた場合でも、添付資料により確認できれば通算の保有期間で評価できます。確認可能な資料(資格者証の写し等)を添付して下さい。
- Q36 配置予定技術者の「同種工事の施工経験」の対象期間は、何年ですか。
- A36 入札公告時に示される技術提案書提出説明書で、対象期間を具体的に示します。前年度迄の10年間及び当該年度の入札公告日直前までが対象期間となり、その期間に竣工した工事が対象となります。なお、「同種工事の施工経験」と「同種工事の施工実績」の対象期間は同じとなります。
- Q37 配置予定技術者が「同種工事の施工経験」が無い場合でも、入札に参加できますか。
- A37 配置予定技術者が企業評価項目「同種工事の施工経験」で示す施工経験が無くても、入札説明書で示す入札参加資格を満たしていれば入札には参加できます。
- Q38 開札までの間に他官庁等で落札し技術提案書で提示した全ての配置予定技術者が配置できなくなった場合、辞退できますか。また、辞退によるペナルティは発生しますか。
- A38 辞退が可能であり、ペナルティは発生しませんので、所定の手続きを行って下さい。なお、契約後に、やむを得ない理由により配置技術者を変更する場合において、入札時の得点を下回る技術者に変更する場合はペナルティが発生します。

Q39 工場製作期間が長い工事の場合、工場製作期間の監理技術者も技術提案書で提示した者でなければなりませんか。また工場製作期間と現場期間で交代は可能ですか。

技術提案書で提示した者を監理技術者として配置しなければなりません。設計図書等に監理技術者の専任を要しない期間(工場製作期間など)を明示している場合には、その期間を除きます。監理技術者の専任を要する期間については、原則、監理技術者の途中交代はできません。

Q40 「同種工事の施工経験」において、従事期間が工期の一部であっても評価されますか。

従事期間が工期の一部であっても評価されます。同種条件を満たす工事を、監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかの立場で従事した経験がある技術者を加算対象としており、従事期間に関する条件は特にありません。

【社会貢献・地域貢献関連】

Q41 社会貢献・地域貢献の評価項目は、直接、公共工事の品質確保に関係はなさそうですが、なぜ評価対象としているのですか。

A41 社会貢献・地域貢献の評価項目は、地域の自然的、社会的条件を熟知し、また、福祉や災害時等の活動を通じ、地域から信頼性を有する企業によって工事が担われることが公共工事の品質確保に寄与するとの考え方から設定し、評価対象としています。

Q42 「Well-being及びSDGs推進事業」「地域活動貢献企業認定事業」「脱炭素の取組み(環境配慮型事業所支援事業)」の認証を取得しましたが、早速、社会貢献・政策貢献の評価項目で加点してもらえますか。

A42 「Well-being及びSDGs推進事業」「地域活動貢献企業認定事業」「脱炭素の取組み(環境配慮型事業所支援事業)」については、令和6年1月以降に入札公告を行う案件から加点対象としており、入札公告日までに社会貢献優良企業として認定されている場合に加点対象となります。

Q43 「社会貢献優良企業」の認定は年1回とのことですが、随時、認定するようにはできないのですか。

A43 「社会貢献優良企業」の対象要件の中には、国への届けが年に1回で、その内容をもって本市で認定する項目があり、他の項目も含め、「社会貢献優良企業」として年に1回の認定としています。

Q44 「災害対策協力企業」の加点は、加点対象団体に所属している期間に関わらず、市と団体の協定締結期間に応じて加点されるのですか。

A44 防災協定については、一企業との協定ではなく、災害発生時等に市と協力体制を確立して組織力を活かした活動を行っていただける団体と協定を締結していることから、災害対策協力企業の加点は、市と所属する団体の協定締結期間に応じた加点となります。

なお、団体の専門性を活かした防災活動に限定する加点になりますので、工事毎に加点対象団体は異なります。

Q45 「災害対策協力企業」の評価において、前年度に防災活動に基づく活動実績が確認できない場合は当該年度の評価対象としないこととなっていますが、その実績とはどのような内容が対象となりますか。

A45 活動実績の対象となる内容は、災害時の出動だけでなく、防災訓練の参加など、防災協定に基づく災害への備えについても活動実績の対象となります。

【評価結果の公表】

Q46 他工事を落札したため、入札が無効になりましたが、提出していた技術提案書の評価結果を知ることができますか。

落札制限を設けている工事を落札した参加者については、その後の入札においては参加資格が無くなり入札が無効となることから、技術提案書の評価は行っていません。

A46 ただし、同一開札日の落札により入札が無効となったものについては、その技術提案又は施工上の提案について、各提案の加点の有無及び不採用理由を知ることができますので、財政局技術企画課にお問い合わせ下さい。

Q47 「技術提案」の評価について、A～E評価の個数より詳細な情報を知ることができますか。

評価については、評価区分(A～E評価)の個数を公表することとしており、個別の提案に対する評価は公表していません。

A47 また、E評価(加算点無し)となった提案については、審査理由を入札参加者自身に限定して電子入札システム上で開示することとしていますので、ご確認下さい。

Q48 同種の工事で「提案項目」が同じ評価項目であったため、2つの案件で同じ提案を行ったにも拘わらず、評価結果が異なっていました。なぜですか。

基準に基づいて評価を行いますので、2つの案件の工事特性や評価項目が同一であれば、原則として同じ評価結果となります。

A48 ただし、同種の工事においても、設計内容や施工条件等が異なる場合は、同じ提案内容であっても評価点が異なる場合があります。

Q49 「企業評価項目」について、自社の技術提案書様式16に示された得点(※様式上で自動集計)と公開された結果が違ってきます。なぜですか。

A49 「企業評価項目」については、本市での確認により、設定条件を満たしていない場合や、添付資料の不足等により「様式16」の得点から変わる場合があります。

Q50 技術提案や施工上の提案に関し、評価内容について問合せたいのですが、どのように行えばいいですか。

技術提案及び施工上の提案については、各提案の加点の有無や審査理由等については、電子入札システムにより当該入札参加者に限定して開示します。まずは、問合せの前に、そちらをご確認下さい。

問合せ手続きについては、入札説明書(総合評価落札方式 共通事項)に記載しています。

落札者決定を行った日の翌日から起算して2日(休日除く)以内に問合せが可能です。回答については問合せ期限から3日(休日除く)以内に行います。

A50 受付時間は各10時～16時(正午～13時除く)で、受付場所は財政局技術企画課となります。

問合せ及び回答は、書面ではなく、原則として口頭にて行います。

問合せにあたっては、関連の資料(評価内容の開示資料や提案書等)などをお持ちいただければ、スムーズに事務が進みますので、ご協力下さい。

なお、提案内容や評価内容は、各企業の知的財産である等の理由から当該入札参加者に限定して公開する内容になるため、問合せの際は、身分証等により確認をさせていただきます。確認できない場合は問合せに応じることはできないため、留意願います。

【技術提案書の履行が困難となった場合】

Q51 技術提案書の一部が履行出来ない懸念がある場合、どのような対応を取ればよいですか。

技術提案書は履行義務があるため、まずは監督員に報告し、技術提案書が履行できるよう対応を検討してください。

A51 検討の結果、技術提案書通りの履行が困難である場合、監督員は財政局技術企画課と対応を協議する必要があるため、履行が困難となった理由や、実施可能な代替案を整理してください。

財政局技術企画課との協議後、総合評価運営委員会により対応を決定し、監督課へ回答します。場合によっては契約図書の修正等が必要になる場合もあり、技術提案書に関する契約変更は軽微なものに該当しないため、一連の協議を速やかに行う必要があります。

Q52 結果的に技術提案書の一部が履行出来なかった場合、ペナルティ等がありますか。

受注者の責により、技術提案書で提案した内容が履行されなかった場合、工事成績評定の減点等のペナルティが科されます。複数項目の不履行や不履行に関連して事故が発生した場合など、特に重大な事案についてはより重いペナルティが科されることもあります。

A52 一方、不履行となった原因が受注者の責による不履行ではないと認められる場合、ペナルティは科されません。

なお、責の所在によらず、履行できなくなった提案に関して契約図書の変更が必要となる場合があるため、まずは監督員と協議を行ってください。

Q53 当初設計と異なる施工方法を施工承認により実施したいと考えていますが、その影響で技術提案の履行が一部履行できなくなります。どうすればよいですか。

A53 技術提案書には履行義務があり、技術提案書に関する変更は原則として行いません。

【入札事務関連】

Q54 技術提案書とその添付資料は、電子入札システムで提出することはできますか。

技術提案書とその添付資料は、電子入札システムでは提出できません。必要部数(入札説明書で要確認)を揃え、契約担当部署へ「〇〇〇工事(案件名記入)技術提案書在中」と封筒の表に朱書きのうえ郵送で提出して下さい。

A54 ただし、一括審査対象工事については、〇〇工事(案件名記入)の朱書きに代えて、技術提案書(様式17)の「一括審査対象工事一覧(封筒貼付け用)」を貼り付けて下さい。

Q55 総合評価落札方式においても、予定価格と失格基準価格は従来どおり事前公表されますか。

A55 予定価格と失格基準価格は、従来と同じように事前公表します。

Q56 総合評価落札方式は契約までの期間が長いです。もっと短縮できませんか。

A56 契約までの期間については、可能な限り短縮するように努めていますが、入札参加者の提案書作成や適正な評価を行うためには一定の期間が必要であり、更なる短縮は困難であると考えています。

Q57 一括審査対象工事となった複数工事に入札参加する場合、技術提案書は、工事毎に提出しなければならないのですか。

A57 提出する技術提案書は、複数の工事に参加する場合でも1つ(提案項目に係る提案書については4部、企業評価項目に係る提案書については2部)のみとなります。また、内容が異なる複数の技術提案書を提出した場合は、欠格となります。

なお、技術提案書の提出にあたっては、技術提案書「様式17」を封筒表に貼付けて郵送して下さい。

Q58 一括審査対象工事における入札書と工事内訳書の提出方法は、個別工事の提出方法と違いがありますか。

A58 個別工事の提出方法と同じです。入札に参加する工事毎に電子入札システムで提出して下さい。

Q59 「技術提案書」作成にあたり確認したいことがあります。どこに質問すれば良いですか。

A59 質問に関しては、入札説明書に記載しています。「質問書」にまとめ、入札説明書(個別事項)に記載の工事担当課へ提出して下さい。また、技術提案書の提出方法や様式(企業評価関連)の記載方法など簡易な事務的確認事項については財政局 契約監理課 調査・指導係へお尋ね下さい。

なお、総合評価落札方式の制度そのものに関しては財政局 技術企画課 企画係へお尋ね下さい。